

2023年9月吉日

商品出荷者 各位

株式会社うおいち
事務管理本部
登録番号 T1120001118638

適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に伴う対応について
（ご案内）

貴社（貴台）ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は当社（当市場）への商品出荷につき、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、来る2023年10月1日より、標記のインボイス制度が開始されます。つきましては、商品出荷にあたり適格請求書（インボイス）のご提示のない（または発行が困難である）出荷者様につきましては、当社が発行する支払関連帳票（売買仕切書、又は買付計算書）を保管下さるようご案内いたします。また、その際、適格請求書発行事業者の登録（T+13桁）がお済みの出荷者様につきましては、弊社登録番号に加え出荷者様の登録番号を表記いたしますので、本書をインボイスとして保管下さい。

記

1. 10月以降の出荷商品のお取引について

10月以降の商品のご出荷に際しまして、これが出荷者様からの委託物品の場合、弊社は商品の販売受託者として、出荷者様に代わり弊社が発行する請求書（インボイス）を荷渡し先である仲卸等の販売先へ交付（市場特例による交付）しますが、出荷者様におきましては、弊社が発行する支払関連帳票（売買仕切書）に明記されている弊社の受託販売手数料等の記載事項を弊社の売上に係るインボイスとして、本書を保管下さるようお願いいたします。

また、弊社の買付商品に関して、弊社に対し適格請求書（インボイス）の発行が困難である出荷者様のうち、適格請求書発行事業者の登録がお済みの出荷者様にあつては、弊社が発行する買付計算書に出荷者様の登録番号を記載しますので、これをインボイスとして保管下さい。

2. 控除項目について

弊社が発行する支払関連帳票（売買仕切書・又は買付計算書）に明記されている、運賃・荷卸料・通信費などの控除項目は、弊社からの請求費目となり、課税売上となります。弊社の登録番号を記載しますので、適格請求書（インボイス）として保管ください。

3. 消費税等の区分計算方法について

弊社の商品取引に係る消費税の計算方法については、税率毎に伝票単位で区分し、この区分された課税合計額に税率を乗じ、1円未満の端数を四捨五入して計算いたします。

4. その他

適格請求書発行事業者の登録がお済みにもかかわらず、弊社の支払関連帳票に登録番号の記載漏れがある場合は、「別紙様式」にて弊社あて当該登録番号をお知らせいただければ幸いです。

以上

2023年 月 日

株式会社うおいち 御中

(登録がお済みである場合)

- 弊社（私）は、登録申請手続を完了いたしました。
弊社の適格請求書発行事業者登録番号は次の通りです。



適格請求書発行事業者登録番号 T

お取引業者名

住 所

代表者名

(グループ会社がある場合もお知らせください。)

事業者名 T

事業者名 T

事業者名 T

事業者名 T

事業者名 T

【ご連絡先】

大阪管理部事務センター TEL 06-6469-2005 (Fax 2155) / 東部支社管理グループ TEL 06-6756-2001 (Fax 2111)
北部支社管理グループ TEL 072-636-2281 (Fax 2296) / 和歌山支社管理グループ TEL 073-432-2525 (Fax 2383)
滋賀支社管理グループ TEL 077-543-8322 (Fax 0323) / 経理部経理課 TEL 06-6469-2001 (Fax 2153)